

みなし通知登録電気工事業の通知事項の変更通知 必要書類(法第34条第5項関係)

変更通知をするときは、「電気工事業に係る変更通知書」に下表の添付書類を添えて申請書を提出すること。

番号		建設業法の許可番号及び年月日	氏名又は名称	住所	法人の代表の氏名	法人の役員の氏名	主任電気工事士の氏名
①	電気工事業に係る変更通知書	○	○	○	○	○	○
②	誓約書（個人用）		○				
③	誓約書（法人用）		○		○		
④	誓約書（主任電気工事士に関するもの）						○
⑤	主任電気工事士の従業員証明書						○
⑥	住民票（個人の場合） （申請日前3ヶ月以内）		○	○			
⑦	電気工事士免状の写し （講習受講記録部分の写しも提出）	○					○
⑧	主任電気工事士の住民票 （申請日前3ヶ月以内）						○
⑨	登記簿謄本（法人の場合のみ） （申請日前3ヶ月以内）	◎ コピー可	○	○	○	○	
⑩	営業所位置図			○			
⑪	店舗見取図（正面・側面の 写真各1枚を裏面に貼付）			○			
⑫	登録証（原本）	○	○	○	○		
⑬	建設業法に基づく許可証の 写し	○					

※1 欄内の○印が必要となる書類。

※2 登録者が個人であり、主任電気工事士を兼ねる場合は住民票は1通でよい。

様式第 22 (第 27 条)

電気工事業に係る変更通知書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

電気工事業の開始に伴う通知事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 34 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

1 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日

4 変更の理由

---

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

(個人用)

# 誓 約 書

年 月 日

山梨県知事

殿

申請者又は届出者

住 所  
氏 名

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

(法人用)

# 誓 約 書

年 月 日

山梨県知事

殿

申請者又は届出者

住 所  
名 称  
代表者の氏名

当社及び当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

# 誓 約 書

年 月 日

山梨県知事

殿

申請者又は届出者

住 所  
名 称  
法人にあっては  
代表者の氏名

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律  
第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の種類および交付番号

# 主任電気工事士の従業員証明書

年 月 日

山梨県知事

殿

申請者又は届出者

住 所  
名 称  
代表者の氏名

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明します。

記

氏 名	
住 所	
生年月日・年齢	年 月 日 (満 才)
雇 用 年 月 日	年 月 日

# 備 付 器 具 調 書

申請者又は届出者

番号	品 名	製 造 年	製品番号	台 数	製 造 業 者 名
①	絶 縁 抵 抗 計				
②	接 地 抵 抗 計				
③	回 路 計 (抵抗及び交流電圧を測定できるもの)				
④	低 圧 検 電 器				
⑤	高 圧 検 電 器				
⑥	継電器試験装置				
⑦	絶縁耐力試験装置				

- (備考) 1 回路計とは、クランプ型電流電圧計でなくテスターをいう。  
 2 一般用電気工作物のみの者は、①②③のみでよい。  
 3 ⑥及び⑦は必要ときに使用し得る措置が講じられていればよい。その場合は借入先の名称等を記入すること。

借入先 名 称 及 び  
 代表者氏名

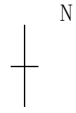
印

住 所

電 話 番 号

# 営業所位置図

もよりの駅から営業所までの道順



(注)

線  
停留所で下車し

駅下車  
方面に向かって徒歩

行バスを利用し  
分で  
上記営業所に到着する。



# 店 舗 見 取 図

1 平面図

2 正面図・側面図

(備考) 1 平面図にあつては、店舗と住居との区別を明確にし、それぞれの寸法を明記するとともに店舗分を朱書すること。

2 正面図、側面図にあつては、別添図面として貼付するか、又はそれらがわかる写真を貼付してもよい。